

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、その翌日)

◇告 示

目 次

- 国民健康保険法第三十七条第一項に規定する療養取扱機関としての申出の受理があつたものとみなされるもの
- 国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたものとみなされるもの
- 土地改良区の役員の上退任
- 土地改良区の定款の変更
- 土地改良事業計画の適否の決定
- 土地の用途廃止

告 示

鳥取県告示第七百七十一号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

療養取扱機関名	所 在 地	申出の受理年月日
板倉 医院	日野郡日南町多里二二五	昭和四十六年九月一日
岡 空 医院	米子市統町一丁目二五	"
山田内科医院	" 錦町一丁目三九	" 六日
医療法人 清生会 谷口病院	倉吉市上井町一丁目二三	" 八月三日

鳥取県告示第七百七十二号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第三十九条第三項の規定により同法同条第一項に規定する登録があつたものとみなされるものを、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬

判師の登録に関する政令(昭和三十三年政令第三百六十三号)第九条の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏 名	登 録 の 年 月 日
鳥国医第一六一三号	杉 山 長 毅	昭和四十六年八月十七日
" 第一六一四号	萬 秀 男	"
" 第一六一五号	三 島 巖	"
" 第一六一六号	長 健	"
" 第一六一七号	岩 永 幸 夫	"
" 第一六一八号	織 田 法 子	二十三日
" 第一六一〇号	幡 碓 之	"
" 第一六一一号	尾 添 正 治	二十六日
" 第一六一二号	岩 浅 義 行	"
" 第一六二三号	佐 野 嘉 信	"

鳥取県告示第七七十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十五項の規定

に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届出があつたので、同法同条第十六項の規定により告示する。

昭和四十六年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

西郷土地改良区

就任した役員の住所及び氏名

理事	福井 徳助	倉吉市下餘戸三二
"	山口 博	上餘戸二八二
"	福井 堯	伊木八五
"	福井 岩男	八屋三一
"	岡本 正義	山根三九七
"	澤 輝政	上餘戸一九四
"	宮本 好勝	下餘戸三三
"	河田 正	伊木一三八
"	河嶋 延勇	一四二
"	前野 甚市	八屋三四
"	河村 忠雄	伊木一三四
"	涌島 忠蔵	山根六五二
"	増井 英夫	三三三
"	高見 忠義	六六九
"	福井 信義	上井三四八の二
"	田中 政義	二六〇
監事	村上 政太郎	伊木一四一
"	山口 清	上餘戸二六七

福田隼男 山根三五七
 昭和四十六年三月二十八日通常総会において総選挙の結果当選し、四月十一日就任 任期二年(昭和四十八年四月十日まで)

西郷土地改良区

退任した役員の仕事及び氏名

理事	岡本正義	倉吉市山根三九七
	山口博	上餘戸二八二
	澤輝政	一九四
	前野甚市	八屋三四
	河村忠雄	伊木一三四
	福井徳助	下餘戸三二
	福井堯	伊木八五
	河田正	一三八
	河嶋延勇	一四二
	高見忠義	山根六六九
	福井岩男	八屋三一
	増井英夫	山根三一三
	宮本好勝	下餘戸三三
	砂原常蔵	上井三八六
	涌島忠蔵	山根六五二
	福井信義	上井三四八の二
	村上政太郎	伊木一四一
監事	山口清	上餘戸二六七

福田隼男 山根三五七
 昭和四十六年四月十日任期満了により退任

米川土地改良区

退任した役員の仕事及び氏名

理事 安田百隆 米子市皆生四七

昭和四十六年七月六日死亡により退任

箕蚊屋土地改良区

退任した役員の仕事及び氏名

理事 林 茂 米子市古豊千七四七の二

昭和四十六年八月五日死亡により退任

大河内土地改良区

就任した役員の仕事及び氏名

理事	牧利男	倉吉市大河内五〇一の三
	牧富男	五四二
	佐々木尊	四四二
	川福優	三七四
	佐々木朋規	四六九の一
	牧昭人	四五七
	佐々木英明	四〇〇の一
	牧幸人	五二五
	古林一郎	四八四
	佐々木庄太郎	四三一

監事 船越 嘉 四四二

石兼利徳 三八一

昭和四十四年三月二十五日通常総会において総選挙の結果当選し、昭和四十四年四月一日就任 任期三年(昭和四十七年三月三十一日まで)

大河内土地改良区

退任した役員住所及び氏名

理事 牧 利男 倉吉市大河内五〇一の三

牧 富男 五四二

佐々木 尊 四四二

川福 優 三七四

佐々木 朋規 四六九の一

牧 昭人 四五七

佐々木 英明 四〇〇の一

牧 幸人 五二五

古林 一郎 四八四

佐々木 庄太郎 四三一

監事 船越 嘉 四四二

石兼利徳 三八一

任期満了により退任

大鴨土地改良区

就任した役員住所及び氏名

理事 森 石 秀 春 倉吉市小鴨五七九

欠員により補欠選挙の結果昭和四十六年八月三日就任 任期昭和四十八

年八月八日まで

大鴨土地改良区

就任した役員住所及び氏名

監事 石田 春光 倉吉市上古川二九〇

山本 弘 鴨河内二、五三七

増田 高德 丸山町四七七の一

坂本 武男 旭田町八七

昭和四十六年七月二十四日臨時総会において選挙の結果当選し、昭和四十六年八月九日就任 任期三年(昭和四十九年八月八日まで)

大鴨土地改良区

退任した役員住所及び氏名

監事 石田 春光 倉吉市上古川二九〇

山本 弘 鴨河内二、五三七

増田 高德 丸山町四七七の一

坂本 武男 旭田町八七

任期満了により退任

花見東郷土地改良区

就任した役員住所及び氏名

理事 仙賀 照正 東伯郡東郷町大字佐美二三四

山崎 義秋 埴見七六

村崎 時太郎 長江八〇六

前田 常盛 門田七六六

〃	岡本 肇	門田三七六
〃	前田 泰	門田四二七
〃	鹿田 英男	長和田六二一
〃	足立 春人	長和田五五一ノ六
〃	鹿田 近雄	長和田五八九
〃	山田 清春	野花四八〇
〃	森 弥之助	引池三六六
〃	前田 盤雄	引池三三五
〃	中村 奨	小鹿谷二四八
〃	前田 茂雄	小鹿谷一八四ノ一
〃	前田 準一	田畑一六九ノ二
〃	徳田 幸宣	田畑二四九
〃	徳井 俊市	国信二〇四
〃	榎本 益美	方面一八三
〃	下山 勝一	高辻二五三
〃	森田 保雄	川上九五五
〃	森 反義雄	川上九五八
〃	清水 政利	埴見一三八

土地改良法第十八条第四項の規定により、申請人が選任し、昭和四十六年八月十七日就任 任期第一回総会まで

鳥取県告示第七百七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、大口堰土地改良区の定款の変更を昭和四十六年九月二十日認可し

たので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十六年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百七十五号

昭和四十六年八月二十六日付で西伯町長から申請のあつた土地改良（北方地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百七十六号

昭和四十六年八月二十六日付で西伯町長から申請のあつた土地改良（福成地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十七号

昭和四十六年八月二十日付で赤碕町長から申請のあつた土地改良（松ヶ丘地区農道舗装）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月二十七日から二十日間
縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十八号

昭和四十六年八月二十日付で赤碕町長から申請のあつた土地改良（佐崎地区農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

赤碕町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十七号

昭和四十六年七月七日付で中山町長から申請のあつた土地改良(羽田井地区かんがい排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

中山町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十八号

昭和四十六年八月二十六日付で西伯町長から申請のあつた土地改良(江原地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七十八号

昭和四十六年八月二十六日付で西伯町長から申請のあつた土地改良(武信地区農道整備)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十六年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十六年九月二十七日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百八十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十六年九月二十日から用途廃止した。

昭和四十六年九月二十五日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場 所	面積 (平方メートル)	用途
鳥取市吉成字上河原土手ノ内八二六ノ二番地先	二二四・九六	道路敷
鳥取市吉成字上河原土手ノ内八二六ノ一番地先から同市吉成字上河原土手ノ内八二六ノ六番地先まで	一一一・二八	道路敷
鳥取市吉成字土手ノ内井後九一四ノ八番地先	一三七・一三	道路敷
鳥取市吉成字大曲リ井手添八二〇ノ一九番地先	一〇四・四八	道路敷
鳥取市吉成字土手ノ内井後九一四ノ四番地先から同市吉成字土手ノ内井後九一四ノ二番地先まで	一〇七・二一	水路敷
鳥取市吉成字土手ノ内井後九一六ノ一番地先から同市吉成字土手ノ内井後九一七ノ一〇番地先まで	一四七・一六	水路敷
鳥取市吉成字上河原土手ノ内八二六ノ二番地先	六一・五一	水路敷
鳥取市吉成字上河原土手ノ内八二五ノ四番地先	二六・一八	水路敷
鳥取市吉成字上河原土手ノ内八二六ノ一番地先から同市吉成字大曲リ井手添八二〇ノ六番地先まで	七六・八一	水路敷
鳥取市吉成字大曲リ井手添八二〇ノ一番地先	三三・三九	水路敷

鳥取市吉成字大曲リ井手添八二三ノ五番地先	三〇・二八	水路敷
鳥取市吉成字大曲リ井手添八二三ノ一番地先から同市吉成字大曲リ井手添八二〇ノ一番地先まで	一〇五・四六	水路敷
鳥取市吉成字大曲リ井手添八二三ノ八番地先	二三・四五	水路敷
鳥取市吉成字大曲リ井手添八二〇ノ一九番地先	二七・六五	水路敷
鳥取市吉成字大曲リ井手添八二〇ノ一番地先	四・五〇	水路敷
鳥取市吉成字大曲リ井手添八二〇ノ一六番地先から同市吉成字大曲リ井手添八二〇ノ一番地先まで	一七八・一二	水路敷
鳥取市吉成字崩レロ八一七ノ五番地先から同市吉成字崩レロ八一三ノ二四番地先まで	六三・七四	水路敷
鳥取市吉成字崩レロ八一七ノ三番地先から同市吉成字崩レロ八一五ノ三四番地先まで	六二・六五	水路敷
鳥取市吉成字崩レロ八一九ノ五番地先から同市吉成字崩レロ八一三ノ八番地先まで	九五・二七	水路敷
鳥取市吉成字池ノ西七九〇ノ一七番地先から同市吉成字池ノ西七九〇ノ一九番地先まで	一八四・七三	水路敷
鳥取市吉成字池ノ西七九〇ノ一番地先から同市吉成字台畑七九六ノ一番地先まで	一三八・九四	水路敷
鳥取市吉成字台畑七九六ノ八番地先から同市吉成字台畑八一〇ノ六番地先まで	一三五・七三	水路敷
鳥取市吉成字台畑八一〇ノ一〇番地先	六・一七	水路敷
鳥取市吉成字台畑八一〇ノ五番地先から同市吉成字台畑八一〇ノ三番地先まで	三七・七九	水路敷
鳥取市吉成字崩レロ八一六ノ一〇番地先から同市吉成字崩レロ八一七ノ一二番地先まで	五九・八三	水路敷

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月三百円(送料を含む)】